

ニュース断片

西ドイツ・児童手当の新計画

連邦青少年・家族・保健相 Käte Strobel 女史が9月27日明らかにしたところによると、与党SPDは児童手当の新しい規定、家庭建設のための貸付、母性保護の拡張、乳児哺育のための休暇を、SPDの家族政策計画の最重点目標とすることを構想している。このためには多大の財政支出を必要とするので、10年以上の期間を要することとなろう。

今回の総選挙と次の議会では児童手当の改正が特に大きな問題となろう。SPDの計画案では2つのモデルが考えられている。

税制改革の中で所得と切り離して支払われる児童手当について決定したものと、もう一つは逡減的制度も立案されている。その場合税の軽減は所得と子の数とで算定されるが、高所得者はその子の扶養費について、低い

し平均所得者よりは高い扶養費が期待できるようになっている。

結婚した場合無利子の貸付を償還するの



に、子1人当たり一定の率が認められることとなる。貸付額は6千マルクで、6年間の余裕がある。さらにSPD案による母性保護では、出産前8週間、出産後6週間が考えられており、この費用は疾病金庫でなく、国が負担することとなろう。

Die Welt,

28 September, 1972.

(安積鋭二 国立国会図書館)

西ドイツの農家疾病保険法と

民間疾病保険



農家疾病保険法が10月1日発効するに伴ない、民間疾病保険会社ではその顧客層の狭くなることにかなり脅威を感じている。この法律の対象となる人員は約240万であるが、このうち88万人の農業者と家族が現在民間保険

を利用している。これらの人々は民間保険に加入しているときは、1973年1月2日までに公的疾病保険免除の申請をすることができる。しかしケルンの民間疾病保険協会では、連邦食糧省の通達の誤りや農民組合の操作の